# 既存住宅の住宅性能表示制度(1)

### 住宅性能表示制度の概要

住宅の基本的な性能について、

- 共通のルール(国が定める性能評価項目・性能評価基準)に基づき、
- 公正中立な第三者機関(登録住宅性能評価機関)が
- 現況検査等を経て等級などで評価し、
- 評価書(※1)が交付された住宅については、迅速に専門的な紛争処理が受けられる

平成12年度(※2)から運用が実施された任意の制度

(※1 建設住宅性能評価書に限る、※2 既存住宅については平成14年度から制度運用)

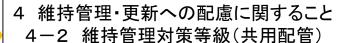
### RC造既存共同住宅の性能表示項目・評価方法等

個別性能に関する こと(選択)

※新築住宅を対象とする32 項目のうち25項目と、既存 住宅にのみ適用される2項 目の計27項目(新築時に建 設住宅性能評価書を交付さ れていない場合は16項目)

現況検査により認 められる劣化等の 状況に関すること ※既存住宅固有の項目

1 構造の安定に関すること 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)



9 高齢者等への配慮に関すること 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)

現況検査により認められる劣化等の状況(必須)

- 部位等・事象別の判定(①基礎、②壁、柱及び梁、…)
- 総合判定

目視・計測、図書等の確認により、地震に対する 構造躯体の倒壊・崩壊等のしにくさを、等級0~3 で評価

建設住宅性能評価に用いられた図書等の確認に より、共用の給排水管等の維持管理を容易とする ための必要な対策の程度を、等級1~3で評価

目視・計測、図書等の確認により、主に建物出入 口から住戸の玄関までの間における高齢者等へ の配慮のために必要な対策の程度を、等級0~5

目視・計測等により、詳細な調査又は補修を要す る程度の劣化事象等の有無を評価

### 既存共同住宅における活用実績

平成23年度までの累計 : 235棟 2,184戸 (新築(設計)は35,507棟 1,230,136戸)















# 既存住宅の住宅性能表示制度②

## 個別性能に関すること

	キニナぐも東西	適用範囲	
	表示すべき事項	新築	既存
	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	0	0
	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	0	Δ
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の 倒壊等防止)	0	0
1 構造の安定 に関すること	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止 及び損傷防止)	0	Δ
	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等 防止及び損傷防止)	0	Δ
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及び その設定方法	0	0
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	0	Δ
2 火災時の安 全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火 災時)	0	0
	2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	0	0
	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時·共 用廊下)	0	O <b>※</b> 1
	2-4 脱出対策(火災時)	0	0
	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	0	Δ
	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	0	Δ
	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	0	Δ
3 劣化の軽減 に関すること	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	0	_

	表示すべき事項	適用範囲	
	衣小りへき争項	新築	既存
4 維持管理・	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	0	Δ
	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	0	Δ
更新への配慮 に関すること	4-3 更新対策(共用排水管)	0	Δ
	4-4 更新対策(住戸専用部)	0	Δ
5 温熱環境に 関すること	5-1 省エネルギー対策等級	0	_
	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天 井裏等)	0	_
6 空気環境に	6-2 換気対策	0	O%2
関すること	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	0	0
	6-4 石綿含有建材の有無等	1	0
	6-5 室内空気中の石綿粉じん濃度等	1	0
7 光•視環境	7-1 単純開口率	0	0
に関すること	7-2 方位別開口比	0	0
8 音環境に関すること	8-1 重量床衝擊音対策	0	_
	8-2 軽量床衝擊音対策	0	_
	8-3 透過損失等級(界壁)	0	_
	8-4 透過損失等級(外壁開口部)	0	_
9 高齢者等へ の配慮に関す ること	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	0	0
	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	0	0
10 防犯に関す ること	10-1 開口部の侵入防止対策	0	0

△:新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅に限り適用

<sup>※1</sup> 耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)は△

<sup>※2</sup> 局所換気対策のみ○

# 既存住宅の住宅性能表示制度③

# 現況検査により認められる劣化等の状況に関すること

	表示すべき事項	説明する事項	説明に用いる文字
現況検査により	認められる劣化 現況検査により認められる劣化等の状況	部位等・事象別 の判定	評価対象建築物の部位等ごとに認められる詳細な調査又は補修を要する程度の劣化 事象等の有無による判定
認められる劣化等の状況に関すること		総合判定	評価対象建築物の部位等ごとに認められる詳細な調査又は補修を要する程度の劣化事象等の有無による現況の総合的な判定 (「特定劣化事象等(下表※1※2)のすべてが認められない」、「特定劣化事象等のいずれかが認められる」で判定)

#### 部位等ごとの劣化事象等(例)

部位等	劣化事象等	
①基礎のうち屋外 に面する部分(壁	コンクリート直仕上 げによる仕上げの 場合	幅が0.5mm以上のものその他の著し いひび割れ※2
又は柱と異なって いる場合に限る。)		深さが20mm以上のものその他の著し い欠損※2
②壁、柱、基礎	タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ※2
(屋外に面する部		著しい欠損※2
分が壁又は柱と同		仕上げ材の著しい浮き・剥がれ※2
│ 一の仕上げとなっ │ ている場合に限		シーリング材の破断・接着破壊※1
る。)及び梁のうち 屋外に面する部分		手すりの著しいぐらつき
		手すり・支持部分の著しい腐食等
③屋根	アスファルト防水 (保護層を有するも のに限る。)の場合	保護層(コンクリートであるものに限 る。)の著しいせり上がり※2
		著しいひび割れ
④壁、柱及び梁の うち屋内に面する 部分(専用部分)	壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しい欠損
		漏水等の跡
		壁・柱の6/1000以上の傾斜

部位等	劣化事象等	
⑤壁、柱及び梁の	モルタル仕上げそ の他の塗り仕上げ の場合	著しいひび割れ※2
		著しい欠損※2
うち屋内に面する   部分(共用部分)		漏水等の跡
		仕上げ部分の著しい浮き・剥がれ※2
	フローリングその他 の板状の仕上げ材 による仕上げの場 合	著しい沈み
⑥屋内の床		6/1000以上の傾斜(居室に存するもの に限る。)
		仕上げ材の著しい割れ・欠損・剥がれ
	モルタル仕上げそ の他の塗り仕上げ の場合	著しいひび割れ
⑦床(共用部分)		著しい欠損
		仕上げ部分の著しい剥がれ
⑧天井(専用部 分)	石こうボードその他 の板状の仕上げ材 による仕上げの場 合	漏水等の跡
		仕上げ材の著しい割れ・欠損・剥がれ
		仕上げ材(金属であるものに限る。)の 著しい腐食

- ※1 特定劣化事象等
- ※2 特定劣化事象等(適切な維持管理に関する計画等がない場合に限る。)

# 既存住宅の住宅性能表示制度4

### 部位等ごとの劣化事象等(例) つづき

部位等	劣化事象等		
⑨天井(共用部 分)及び軒裏	サイディングボー ドその他の板状の 仕上げ材による仕 上げの場合	漏水等の跡	
		仕上げ材の著しい割れ·欠損·剥がれ ※2	
		仕上げ材(金属であるものに限る。)の 著しい腐食※2	
	構造体の著しい欠損・腐食等		
⑩階段(専用部	踏面の著しい沈み・欠損・腐食等		
分)	手すりの著しいぐらつき		
	手すり・支持部分の著しい腐食等		
	構造体の著しい欠損・腐食等		
⑪階段(共用部	踏面の著しい沈み・欠損・腐食等		
分)	手すりの著しいぐらつき		
	手すり・支持部分の著しい腐食等		
	床の著しい沈み・欠損・腐食等・防水層の破断(直下が屋内で ある場合に限る。)		
②バルコニー	支持部分の欠損・腐食等(直下が屋内でない場合に限る。)		
	手すりの著しいぐらつき		
	手すり・支持部分の著しい腐食等		
	建具の周囲の隙間		
③屋外に面する開	建具の著しい開閉不良		
口部(雨戸、網戸 及び天窓を除く。)	手すりの著しいぐらつき		
	手すり・支持部分の著しい腐食等		
14雨樋	破損		
@ /A   =	漏水		
⑪給水設備(専用   部分)	赤水		
ייים או	給水流量の不足		

部位等	劣化事象等	
18給水設備(共用	漏水	
	給水管の著しい腐食	
部分)	受水槽・給水ポンプの著しい損傷・腐食	
	受水槽・給水ポンプの支持部分の著しい損傷・腐食	
⑨排水設備(専用	漏水	
部分)	排水の滞留	
	漏水	
⋒₩ <b>₩</b> ₩₩₩₩	排水管の著しい腐食	
⑩排水設備(共用   部分)	浄化槽(地上に存する部分に限る。)の著しい損傷・腐食	
HIV	浄化槽のばっ気装置(地上に存する部分に限る。)の著しい作 動不良	
②給湯設備(専用	漏水	
部分)	赤水	
	漏水	
②給湯設備(共用	給湯管の著しい腐食	
部分)	給湯管の保温剤の脱落	
	熱源装置の著しい損傷・腐食	
②機械換気設備	作動不良	
(専用部分)	換気設備に係るダクトの脱落	
②機械換気設備 (共用部分)	換気ファンの作動不良	
	排気ガラリの閉鎖・著しい腐食	
②①から②までに 掲げる部位等	鉄筋の露出※1	

- ※1 特定劣化事象等
- ※2 特定劣化事象等(適切な維持管理に関する計画等がない場合に限る。)